

私たちは日本とポーランドとの交流の歴史から何を学ぶべきか

記事編集 Mignon M. Mazda (松田 實)

1. 序文

世界地図を見ると、ポーランドは日本から遠く離れた東ヨーロッパに位置する国であることがすぐにわかります。

そしてまた、日本人にポーランドについて知っていることをたずねると、たいてい次のような名前があがります。

- ・「ピアノの詩人」として知られるフレデリック・ショパン
- ・原子力発電所の基礎技術となった原子核物理学の分野を切り開いたキュリー夫人
- ・地球が太陽の周りを回る「地動説」を提唱したコペルニクス

これらの人物の名前は日本の教科書に載っているので、日本人のほとんどが何かしらの知識を持っていることだと思います。

また、近年日本とポーランドの外交関係樹立100周年を記念して、様々なイベントが開催されましたが、数年続いている、「新型コロナウイルス感染症」のパンデミック（＝世界的大流行）の影に隠れてしまい、ポーランドは多くの日本人に知られていない国の一つです。

しかしながら、ポーランド人は日本について多くのことを知っており、ヨーロッパで最も日本を信頼し、大切にしている国です。

その理由を理解するには、時計の針を約100年前に戻して、日本の世界史の教科書には書かれていない非常に貴重なできごとについて学ぶ必要があります。

実は、約100年前の1920年（大正9年）に、日本とポーランドを結ぶ非常に大きな歴史的できごとが起きました。

私がこれから書く記事は、このできごとに関連する歴史的な資料をまとめたもので、日本ではあまり知られていない日本とポーランドの交流のエピソードの概要です。

このエピソードは、ポーランドの人々に日本に対する特別な感情を今日現在まで抱かせるきっかけとなりました。

2. ポーランド人とロシアのシベリア地域との特殊な関係

まず、ポーランドの人々がなぜシベリアにいたのかを知る必要があります。ここでは、それについて昔の記録を調べます。

1920（大正9）年当時、ウラル山脈以东のアジア北部、ロシア帝国領土の広大な面積を占めるシベリア地域の極東周辺で、ポーランド人がまるで「生き地獄」のような状況におちっていました。その頃、シベリア地域には、およそ15万人から20万人ものポーランド人がいたと推定されています。

ポーランドは、東ヨーロッパに位置する国です。そんな国の人々がなぜ、アジア北部の酷寒の地であるシベリアに多数いたのか。それはシベリアが、「流刑（るけい）の地」だったからでした。

3. ロシア帝国への従属とポーランド人の流刑

ポーランドは西暦966年の建国以来、とても苛酷な歴史を歩んできた国家です。常に周辺の大きな国から侵略を繰り返し受けて、西暦1795年には、ロシア帝国、オーストリア帝国、プロイセン王国によって全ての領土が奪われ、ポーランドという国家が消滅してしまいました。これを世界史では、「ポーランド分割」といいます。

1918（大正7）年、ポーランドは形式的に再び独立国となりますが、その君主はロシア皇帝とされ、ロシア帝国に従属することを強要されました。

これに対し、ポーランド人は何度もロシア帝国に向かって反乱を起こしますが、いずれもことごとく鎮圧されました。

ロシア帝国は、反抗的なポーランド人を次々にポーランドの国内から排除して流刑という処罰を加え、さらに流刑先で重労働をさせたのです。その場所がシベリアでした。

4. 過酷な環境にさらされたシベリアのポーランド人

ポーランドの首都ワルシャワから東におよそ7,500キロメートル、真冬には氷点下70度を記録する場所もある酷寒の地が、極東付近のシベリアです。

1917（大正6）年に「ロシア革命」が起こると、国内戦争がシベリアにまで混乱をもたらします。ソビエト連邦革命軍（赤軍）と反革命軍（白軍）が、シベリア各地で戦い、その地にいた反革命軍側のポーランド人たちは、迫害され弾圧を受けました。

これにより、およそ15万人とも20万人とも言われていた多くのポーランド人が、自宅や財産を失い、食料も医薬品もない中、難民となって凍土の荒野をさまようことになりました。そのため、餓死、病死、凍死する人が続出しました。

5. ポーランド人難民が遭遇した惨劇

当時の記録によれば、ポーランド人難民たちは暖をとるために燃やせるものはすべて燃やし、シベリアから脱出する時に必要な頼みの綱であるはずの鉄道の枕木（まくらぎ）すら燃やさざるを得ず、それが尽きると次々に凍死していったといっています。

なかには脱出を図った600人のポーランド人の婦女子を乗せた列車が燃料不足で立ち往生し、全員が凍死するという痛ましい事件もありました。

また、このような記録が残っています。「放置された列車の中で、冷たくなった母親の死体に覆いかぶさって、凍死している数人の幼児たちが見つかったこともあった。母親は子供たちを暖めるために自分の衣服をかぶせ、残っていた食べ物をすべて子供たちに与えて息絶えたのだろう。母親の胸にすぎる幼い子供たちの中には、まだ生きているように見える者もいて、その青ざめた両頬（ほほ）には涙が凍っていた」

6. 諸外国への救援嘆願は届かず

このあまりにも悲惨な状況を見かねて、ロシア帝国ウラジオストク在住のポーランド人たちが立ち上がり、1919（大正8）年に、「ポーランド極東の子供たち救済委員会」（これ以下、救済委員会と書きます）を設立します。

救済委員会の会長には、アンナ・ビエルキエヴィチ女史（42歳）が就任し、副会長には、医師ユゼフ・ヤクブケヴィチ氏（27歳）が就任しました。

当時、シベリアにはアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、そして日本が軍隊を派遣していました。ロシア帝国時代にこれらの諸外国から背負った莫大な借金を勝手に踏み倒し、新たに社会主義国家を目指す主張するソビエト連邦政府をとて強く警戒したからです。この軍事衝突を世界史では、「シベリア出兵」といいます。

アンナ・ビエルキエヴィチ女史らは、シベリアへ出兵しているアメリカを始め、ヨーロッパ諸国、それに中国の上海（シャンハイ）にあった中国赤十字社にも働きかけ、孤児たちの窮状を救ってくれるように嘆願しました。しかしながら、欧米が支援する反革命軍の敗戦が濃厚になると、欧米諸国が出兵しているメリットが失われていきました。

アンナ・ビエルキエヴィチ女史たち、救済委員会による嘆願もむなしく、欧米各国の軍隊は次々に本国へ引きあげていきました。そして軍隊を駐留させているのは、内戦中のロシア帝国、すなわち後のソビエト連邦と距離が近い日本だけになりました。

7. 頼みの綱となったのは日本だけ

嘆願先を失ったアンナ・ビエルキエヴィチ女史は、わずかな希望のもと、日本に嘆願することにしました。それまでポーランドと日本とはあまり縁や交流がなく、江戸時代にポーランド人の神父が日本で殉教したという古い記録から、「日本は、キリスト教徒を弾圧する野蛮な国だ」という意見がありました。

一方では、日露戦争の時、日本が戦時国際法のジュネーヴ条約に従って、やむなくロシア帝国軍に加わっていたポーランド人捕虜を厚遇してくれた記録がありました。

いずれにせよ、もはや頼みの綱は日本だけでした。アンナ・ビエルキエヴィチ女史は単身で日本へ渡りました。そしていくつかのカトリック系キリスト教の団体を訪問して援助を求めましたが、すべての団体から断られてしまいました。

そこで、アンナ・ビエルキエヴィチ女史は列車に乗り、北海道の函館市にあったフランスの修道会まで足を延ばして懇願しましたが、そこでも断られてしまい、夜行列車で横浜へ戻らざるを得ませんでした。

翌日の1920（大正9）年6月18日、アンナ・ビエルキエヴィチ女史は、東京の日本政府陸軍省を訪れました。応対した軍人将校は、流ちょうなフランス語で「外務省へ行かれた方が良いでしょう、外務省に知り合いがいないのなら私が御案内します」と言い、一緒に外務省まで付き添いました。

外務省で面会した外交官、武者小路公共（むしゃのこうじ・きんとも）のアドバイスを受け、アンナ・ビエルキエヴィチ女史は、フランス語で2通の書類を徹夜でタイプし、翌朝9時に外務省へ提出しました。

まず「嘆願書」では、「孤児だけでも、何の罪もない子供たちだけでも、どうか助けてもらえませんか」と日本政府に訴えています。また、詳細を示す「状況報告書」には、「今、シベリア鉄道では、ソビエト連邦軍が来る前に本国に帰ろうとする諸国の軍人たちが座席を奪い合い、なんとか乗車することができた避難民は、兵士たちによって走る列車の窓から雪の中に投げ捨てられ、次々に凍死しているのです」と書かれていました。

アンナ・ビエルキエヴィチ女史による悲痛な訴えを聞いた日本政府外務省は深く同情しましたが、国家予算の制約があり、日本国政府にはその財政的余力がなかったために、すぐさま孤児救済事業を日本赤十字社に要請しました。

8. 異例の早さで実現した救援の決定

要請を受けた日本赤十字社は即座に理事会を開いて協議を重ねました。もちろん国内戦争が続いている場所での危険が伴う救援活動になりますので、ウラジオストクに派遣していた日本軍の協力は不可欠であり、同時にとても多くの人手と巨額な費用が必要となる事業の案件です。

協議の結果、日本赤十字社は、その年の7月5日に孤児たちの救援活動を行うことを可決しました。そして、陸軍大臣の田中義一（たなか・ぎいち）と海軍大臣の加藤友三郎（かとう・ともさぶろう）の認可を受け、日本赤十字社の社長、石黒忠恵（いしぐろ・ただのり）は、外務大臣の内田康哉（うちだ・こうさい）にこう伝えました。

「本件は、国交上並びに人道に、誠に重要な事件にして、救援の必要を認め候につき、本社において児童たちを收容して給養いたすべく候」。

これは、救援活動への受諾表明でした。救済委員会のアンナ・ビエルキエヴィチ女史が単身で来日してから17日目のことであり、異例の早さでの決定でした。

アンナ・ビエルキエヴィチ女史は大喜びして、この朗報をただちにウラジオストクへ持ち帰りました。

こうして日本による孤児救援活動が始まることになりました。

9. 第1回目の孤児救援活動

救援活動は、1920（大正9）年7月から翌年にかけて第1回目が行なわれました。まず始めに、1920（大正9）年7月22日、第一陣の孤児たち57人と付き添いのポーランド人5人を乗せた陸軍の輸送船「筑前丸」が、ウラジオストクの港から福井県の敦賀港に到着しました。

孤児たちは、16歳から4歳までで、年長者が幼い子を親代わりになって世話をしていたといえます。いずれも粗末な衣服にやせ細った青白い顔の弱々しい姿で、赤十字社の旗を見て、カトリック系キリスト教徒の習慣に従い、十字を切って感謝する子もいました。

その後もウラジオストクからの輸送は続き、「筑前丸」、「台北丸」、「明石丸」、そして「樺太丸」を用いた計5回の航海にわたり、375人の孤児と、付き添いのポーランド人大人65人が日本に迎えられました。

敦賀に上陸した孤児たちは、敦賀町役場、敦賀町警察署、陸軍輸送部敦賀出張所、敦賀税関支署、それに日本国有鉄道敦賀駅並びに同社米原駅など、関係機関の協力のもと列車で東京に向かい、東京府下豊玉郡渋谷町（今の東京都渋谷区）の福田会（ふくでんかい）育児所に収容されました。

福田会は仏教系の育児所で、孤児たちの逆境に手を差しのべ、宿舎を無料で提供しました。育児所だけに設備は整っており、構内には広い運動場や緑豊かな庭園もあって樹木も多かったのです。

また、同施設は、日本赤十字社の本社病院に隣接しているので、孤児たちの治療や看護に都合がよかったとされています。

10. シベリア各地に残された孤児たちを保護した第2回目の救援活動

しかしながら、シベリアの各地には、まだ多くの孤児たちが取り残されていました。救済委員会のアンナ・ビエルキエヴィチ女史は、救出を待ち望む孤児たちが、アムール地方、ザバイカル地方、並びに沿海州の各地方にも多数存在することを日本赤十字社に訴え、二度目の救援活動を嘆願しました。

これを受けて日本赤十字社は、再度の救援実施を決定しました。すでに日本軍のシベリアからの撤兵日程も決定されており、救出活動を急ぐ必要がありましたが、1922（大正11）年、第2回目の救援活動が行われました。そして、特に急を要した388人の孤児を救出しました。また、その後2人が加わり、救出された孤児は合計390人になりました。

1922（大正11）年8月5日から8月27日まで、孤児たちは3回に分けてウラジオストクから輸送船の「明石丸」と「台北丸」で敦賀港に運ばれ、さらに前述した関係機関や組織の協力のもと、列車で大阪に向かいました。

第2回目の活動で救出された孤児は最年長が15歳、最年少が1歳でした。第1回目の救援活動の時同様、孤児たちの衣服は粗末で、靴をはいてない子も多く、彼らが宿舎に着くと、袖（そで）にお菓子がたくさん入った浴衣（ゆかた）と靴が支給されました。

彼らの宿舎は、大阪市が無料で提供した大阪市立公民病院（現在の大阪市立病院）の看護婦寄宿舍で、新築2階建ての洋館。建物は広く、前庭は運動場になっていたのも、孤児たちを収容するには好適だったとされています。

こうして第1回目で救出された孤児の375人は東京で、第2回目で救出された孤児の390人は大阪で収容されることになりました。

孤児たちは東京ならびに大阪にて、母国ポーランドへの船便が準備できるまで、様々な事情のもと、最も滞在期間が長かった孤児は、約1年間を日本で過ごしたのです。

11. 孤児たちを迎えた東京の人々は

東京の福田会に収容された375人の孤児は、男子が205人、女子が170人で、最年長者は16歳の男子1人と女子2人。最年少者は2歳の女子2人でした。

まずすべての孤児たちに、真新しい衣服、肌着、靴下、靴、それに帽子が与えられました。これは、長い放浪生活のせいで、彼らの身なりがとても劣悪な状況にあったからの措置でした。

福田会到着の翌日から、関係団体のさまざまな人が、おもちゃやお菓子を携えて慰問に訪れました。

その中には日本橋葭町（よしちょう）の芸者たちもいて、彼女らが持参したおみやげの「手ぬぐい」が、子供たちの日常で大いに役に立ったといわれています。また、次の日慰問に訪れた日本橋浜町の芸者たちは、付添人のブジースカ女史（28歳）や、年長の子供であったコチツカ少女（16歳）がしっかり年少者の世話をしているけなげな姿を見て、思わずもらい泣きをしたという記録が残っています。

12. いい新聞記事を書こうよ

このできごとを知った日本の新聞記者たちは、こぞって孤児たちのところへ取材に訪れました。そして、カメラを向けて写真を撮り、さまざまな質問をしました。

子供たちは通訳を通して丁寧に答えていましたが、「パパやママは？」と聞かれると、年少者は首をかしげて黙り込み、年長者はぽろぽろと涙を流しました。新聞記者たちは、「しまった」という表情になり、「すまなかったね」と頭を下げてお詫びをしました。

無垢（むく）で純粋な子供たちの姿に対し涙ぐむ記者もいて、「いい記事を書こうよ。この子供たちのことを世界中が知ってくれるような、いい記事を」と、記者たちが互いに励まし合ったといわれています。

そして救援活動を詳しく述べ伝えた新聞記事の後押しもあって、多くの日本国民から寄贈品や寄付金が続々と送られてきました。寄贈された中には、理容師が子供たちの髪を綺麗に整えた、「散髪代」、衣服業者による「衣料仕立代」、そして歯科医による「治療費」などが含まれていたという記録が残っています。

13. 孤児たちの健康を取り戻すために

また、収容された孤児たちは、シベリアで極限状況にあったため、多くが栄養失調により身体が弱っており、皮膚病や百日咳（ひやくにちぜき）などの病気にかかっている孤児もいました。これに対し、日本の医師や看護婦たちは手厚く看護にあたりました。

孤児たちが過ごした日々の生活は、市内見物や慰安会が催される日は別として、規則正しいものでした。夏場は朝の6時（冬場は朝の7時）、起床。洗面後に全員が一室に集まり、朝のお祈りに続けて朝食。午前中は付き添い人のポーランド人による指導のもと読書や算数の勉強。

幼い子はおもちゃで遊び、午後1時の昼食を挟んで、また読書や勉強です。午後6時の夕食後、再び夜のお祈りをして午後8時に就寝という生活でした。

彼らの食事は、ポーランド人の付き添い人が子供たちの栄養と好みを考えて調理し、1日1回、寄贈されたおやつが配られました。この規則正しい生活の中で、子供たちは徐々に健康を取り戻していきました。

このエピソードからずいぶん後のことですが、当時日本が行った孤児救援活動を学問的に研究したポーランド国立特殊教育大学のビエスワフ・タイス教授は、こう述べています。

「日本での記憶が孤児たちの心のケア（心理療法）の役割を果たしていた。つまり、“私は孤児だが日本にいた”という記憶が、彼らの誇りの象徴だったのです」。

14. 病気の孤児らに接した看護婦たちの確固たる信念

ところが、1921年5月、東京では伝染病の「腸チフス」が流行し、最大時には孤児たち32人が感染しました。この時、医師も看護婦も昼夜の別なく、そばを離れず看病しました。

そして、次の言葉が残っています。「人は誰でも自分の子供や弟や妹が病に倒れたら、自分の身を犠牲にしても助けようとするものです。でもこの子たちには、両親も兄弟姉妹もいないのです。誰かがその代わりをしてあげないと助けられません。それならば、私が姉の代わりになりましょう。」

これが献身的に看護にあたる看護婦たちの確固たる信念でした。この言葉のとおり、必死の看護のかけがえがあって、およそ2週間ですべての子供たちは回復しました。

しかし、看護婦の一人、松澤フミさん（23歳）が腸チフスに感染し、殉職しました。1921（大正10）年7月11日のことでした。優しかった松澤さんの死は子供たちに伏せられましたが、やがて亡くなったことを知ると、子供たちはとても悲しみ、号泣したと記録されています。

すべての救済事業が完了してからかなり後、当時の松澤さんを撮った唯一の写真が、ポーランドの国立図書館で発見されました。日本でほとんど知られていない松澤さんの名前は、この史実を知るポーランドの人々の心の中に今も深く残っているのです。

15. 貞明皇后陛下による訪問とお言葉

1921（大正10）年4月6日、大正天皇陛下のお妃、貞明（ていめい）皇后陛下が、福田会に隣接する日本赤十字社本社病院を訪問されました。貞明皇后陛下は、孤児たちの境遇をとて悲しみ、それまでに多額のお菓子類の寄付金を寄せられていました。

貞明皇后陛下は子供たちを近くに呼ばれ、当時3歳だった女の子、ギェノヴェファ・ボグダノヴィッチさんの髪を何度もなでられました。

ギェノヴェファさんの父親はポーランドの貴族でしたが、シベリアで赤軍に捕えられ、それを見た母親はその場で遺書を書き、自殺したのです。

幼かったギェノヴェファさんは、4日間木の実を食べながらさまよっていたところを救済委員会に保護されました。体調を崩していたために日本赤十字社の本社病院に入院し、数日前に退院したばかりでした。

ギェノヴェファさんの境遇を知った貞明皇后陛下は涙をたたえられ、こうお言葉をかけられました。「ギェノヴェファさん、あなたは一人ではありませんよ。あなたがここに来られたのは、あなたのお父様やお母様がわが身を犠牲にしてお守りくださったからなのですよ。だから一所懸命に生きていくのです。命を大切に、すこやかに成長するのですよ。それがあなたを守ってくださったご家族と、この病院の方々の願いなのです」

このニュースはポーランドの本国に伝えられ、多くのポーランド国民を感激させたという記録が残っています。

16. 日本で暮らしたい孤児たちの思い

やがてアメリカ経由でポーランドまでの船便が確保できると、孤児たちは順を追って横浜港から日本を離れることになります。日本からの別れはとてもつらいものでした。「日本にいたい、日本で暮らしたい」と泣きながら懇願する子が多かったからです。しかし、ポーランドとの取り決めがあり、それは許されないことでした。

1920（大正9）年9月28日、第一陣の孤児を送り出す横浜港には、救済委員会のアンナ・ビエルキエヴィチ女史をはじめとし、福田会や日本赤十字社本社病院の人、ポーランド公使館員、ポーランド領事など多くの人が見送りに来ていました。

子供たちは別れを惜しんで涙を流し、日本郵船の「伏見丸」に乗り込むと、デッキから大声で「ありがとう」「さようなら」を繰り返し、日本で教わって覚えた、「君が代」と、「ポーランド国歌」を歌ったとのことでした。

ちなみに、「君が代」は1893（明治26）年の告示により既に日本の国歌扱いであったものの、1999（平成11）年になってから正式に国歌と定められた歌です。

同様に、「ポーランド国歌（ドンブロフスキのマズルカ）」も1918（大正7）年の第一次世界大戦終結後にポーランド国内で定着し、1926（昭和元）年にポーランド政府によって正式に国歌として制定された歌です。

子供たちを乗せた「伏見丸」は、アメリカのシアトルへ向いました。その後、子供たちは、アメリカを通過、イギリスを経由して母国ポーランドへの帰国をはたしました。

当時のポーランド政府衛生長官は、孤児に対する日本の「弱者救済の勇氣ある行動」に深く感謝してこう述べています。「児童が横浜を出発するに際し、惜別と謝恩の涙を流したのは、児童に対する救助がいかに貴重だったかを証明する最良のものです」

17. 大阪の人々による孤児たちへの大歓迎

一方、大阪では390人の孤児たちが東成郡天王寺村（現在の大阪市阿倍野区旭町）に建てられたばかりの大阪市立公民病院看護婦寄宿舍で、東京に收容された孤児たちと同様に規則正しい生活を送っていました。

日本赤十字社大阪支部病院から医師と看護婦が派遣され、栄養失調で顔色の悪かった子供たちも日に日に血色がよくなり、健康を取り戻していきます。

大阪にも全国から寄贈品や寄付金が届けられました。また、貞明皇后陛下は、大阪の孤児たちにも多額のお菓子類の寄付金を寄せられました。

大阪でも子供たちは大歓迎を受け、女学校の生徒たちの慰問や、当時活動写真と呼ばれていた映画の上映会、教会での礼拝、大阪城の見学などでもてなされました。

中でも子供たちが大はしゃぎしたのが、天王寺動物園でした。園長のはからいで、檻（おり）から出された象の背中に、多くの孤児たちが乗せてもらえたのでした。もちろん皆、生まれて初めての体験です。

動物園からの帰り際、子供たちは園長のもとに駆け寄ると、口々に覚えてたの日本語で「アリガト」と礼を言いました。満面の笑みで、たどたどしい言葉を伝える幼い子供たちの姿に園長はたまらなくなり、こらえきれず泣き出してしまいました。

シベリアの地で肉親を失い、たったひとりぼっちの身となりながらも、笑顔でお礼を言う子供たちのけなげさに、園長は涙で応じたのでしょう。

18. 孤児になった子供たちは家族と同じ

こんな記録もありました。子供たちがある工場の前を通ると、付き添いの日本赤十字社の職員が工場の人に呼びとめられました。いったい何だろうと思ってついて行くと、その工場の持ち主らしい人が出てきて、「はなはだわずかだが、これで子供たちに草履（ぞうり）でも買ってやってほしい」と、現金50円を差し出したのです。昔と今とでは物価が違いますので、この金額の大小を正確に把握するのは困難ですが、例えば純金相場で換算すると、当時の現金50円は純金20グラムの売買価格に相当しますから、2024年秋現在の純金取引価格で換算すると、約20万円に相当します。

また、両親とともに子供たちの慰問に訪れたある少女は、いきなり自分が着ている服を脱いで子供たちに譲ろうとしました。子供たちに着替えがないと知ったからで、服だけでなく、髪に巻いていたリボンも櫛も、ブローチもベルトも、指輪まで外して、すべて贈り物にしようとしたのです。こんなことはただ一度のできごとではなく、複数回あったと記録に残っています。

さらには慰問に訪れた2人の少女が、洗濯を手伝いたいと申し出ます。ポーランド人の付き添い人は遠慮しましたが、少女たちは「この宿舎で暮らす女の子たちが洗濯をしてもよいのならば、私たちが手伝ってもかまわないでしょう」と言い張り、その日から毎日、孤児が大阪をあとにする日まで、決まった時刻に来て洗濯を手伝いました。

このように、大阪の市民は同情を超えて、子供たちを家族の一員のように迎え入れていることが伝わってきます。

19. 神戸港で日本からのお別れ

やがて大阪にいた子供たちにも、帰国の途につく日が訪れました。彼らは神戸港からロンドン経由で、故郷のポーランドに帰ることになりました。第一陣は1922（大正11）年8月25日に「香取丸」で、第2陣は同年9月6日に「熱田丸」で神戸港から帰途に就くことになりました。

この時、日本赤十字社は、子供たちに洋服を一着ずつ新調して支給しました。長い航海なので、途中で寒さも厳しくなるだろうと、毛糸のチョッキも贈っています。

子供たちを見送りに、梅田駅（JR大阪駅）や神戸港には大勢の人が集まりました。ここでも横浜港と同様に、子供たちは「日本にいたい」とひとしきり泣いたそうです。

乗船が始まると、子供たちは付き添い人とともに客船のデッキに鈴なり状態となり、「君が代」と、「ポーランド国歌」を合唱しました。

そして「ありがとう」「さようなら」と赤十字の旗や両国の国旗を振って叫びました。見送る日本の人々も子供たちの無事を願い、別れを惜しんで、船が見えなくなるまで手を振り続けたという記録が残っています。

20. 夢にまで見た祖国への帰還

日本が用意した「香取丸」と「熱田丸」で神戸を出発した子供たちは、シンガポール、コロンボ、ポートサイド、マルセイユ、リスボンを経て、ロンドンに向かいました。

船内では朝と夕方、お祈りをし、讃美歌を歌いました。「熱田丸」では、加藤祐三郎（かとう・ゆうさぶろう）船長をはじめ乗組員はみんな日本人でしたが、子供たちが眠りにつくと、加藤船長は毎晩寢室を巡回して毛布を首までかけてやり、額に手をあてて、発熱していないかを確認しました。その手のぬくもりが今でも忘れられないと、ヘンリック・サドフスキ氏が証言を残しています。

ロンドンに到着すると、孤児たちはイギリス船バルタニック号に乗り換え、いよいよ故郷ポーランドを目指しました。

やがて小雨の降る1922（大正11）年の11月、孤児たちは、祖国ポーランドのグダニスク（ダンツィヒ）港に到着しました。

その時のことを、当時11歳の少年だったヘンリック・サドフスキ氏は次のように述べています。「肌寒い日だった。全員が甲板に出た。港にはためく赤と白のポーランド国旗をいつまでも見つめていた。幼い子達ははしゃぎ回っていたが、年長の子供達は、涙を流しながら無言で立ちすくんでいた。幼な心ながらも、これが夢にまで見た祖国なのだという感動で身体が震えた。祖国の人も建物も、涙でにじんで見えなかった」

21. 孤児たちの成長とポーランドを再び襲ってきた戦争

1921（大正10）年3月、ソビエト連邦との戦いに勝利したポーランドは、悲願の独立をします。孤児たちが祖国に戻ったのは、ちょうどそんな頃でした。

とはいえ、孤児たちには身寄りがなく、母国語のポーランド語も満足に話せない子供もいたので、救済委員会会長のアンナ・ビエルキエヴィチ女史は、バルト海沿岸のグダニスク郊外にあるヴェイヘロヴォ孤児院に多数の孤児たちを収容しました。

そこでは、ポーランド語を学ぶとともに、「日本への感謝を忘れるな」を合言葉に、日本で覚えた歌なども歌い継がれていきました。

しかし、1928（昭和3）年にヴェイヘロヴォ孤児院は廃止され、そこにいた孤児たちはワルシャワに用意された寄宿舎へ移りました。

日本による2回のポーランド人孤児救済事業が完了した後、救済委員会のアンナ・ビエルキエヴィチ女史は、中華人民共和国の北京にあったソビエト連邦軍事代表部を訪れ、チェコスロバキアに残されたソビエト連邦の児童をポーランド経由で帰国させる措置を取り計らい、その交換事業として、ウラジオストクにいたポーランド人孤児117人をシベリア鉄道でポーランドへ帰国させました。

3回目に実施された救済活動が、救済委員会のアンナ・ビエルキエヴィチ女史によるポーランド人孤児救済活動最後の事業になりました。

やがて、時間が経ち成長した孤児たちは、「極東青年会」という組織を設立しました。最初の会長には、元孤児のイエジ・ストシャウコフスキ氏（１７歳）が就任しました。

このイエジ・ストシャウコフスキ氏は、救済委員会のアンナ・ビエルキエヴィチ女史が行った二度目の救済事業によって母国に帰れたポーランド人孤児の一人でした。この組織は、最初十数人の集まりでしたが、１９３０年代後半には、極東青年会の会員数が６４０人を超えました。

極東青年会の人々は、相互扶助や親睦活動の他、自らの体験を踏まえて孤児院を設立しました。さらに日本の大使館と交流し、日本との親善を深めました。それと同時に、彼らは給料の一部を積み立て、「いつか日本に旅行したい」と夢見ていたと伝えられています。

しかし孤児たちの帰国から１７年後、彼らを再び戦争が襲いました。１９３９（昭和１４）年に起きた、ナチスドイツ軍によるポーランド侵攻です。

これが第二次世界大戦の始まりでした。

２２．ナチスドイツ軍に日本の歌を聴かせてあげて

ポーランド軍がナチスドイツ軍の侵攻に抵抗する中、２週間余り後にはソビエト連邦軍もポーランドに侵攻しました。ナチスドイツとソビエト連邦は、ポーランドを分割する密約をしていたのです。

さすがにこれではポーランドも守りきれず、首都ワルシャワは陥落。ポーランド政府は国外に脱出し、またもや国家が消滅する悲劇を成長した孤児たちは目の当たりにすることになりました。

そうした中、ワルシャワでは極東青年会が開設した孤児院を守るために、日本の大使館員たちが大活躍しました。孤児院にナチスドイツ軍の秘密警察が踏み込んでくると、その度に日本の大使館員が駆けつけ、「この子たちは私たちが面倒をみており、身元は保証する」と語り、「さあ、みんな、ドイツの人たちに日本の歌を聴かせてあげて」と言って、「君が代」などを合唱させました。同盟国の歌を歌われたので、ナチスドイツ軍の秘密警察たちは何も言えず、引き上げたという記録があります。

この時、極東青年会の元孤児たちが、日頃から孤児院の子供たちに日本の歌を教えていたことがとても役に立ちました。しかしながら、ワルシャワの日本大使館も１９４１（昭和１６）年に閉鎖されてしまいました。

２３．一時的に敵対関係となった日本とポーランドは

第二次世界大戦中、成長した孤児たちのうち、ある者は軍人としてポーランドを守る戦いに身を投じ、またある者は、孤児院の子供たちを守りました。

彼らの根底にあったのは、自分たちがシベリアで味わった苦しみを、子供たちに二度と味わわせたくないという思いだったのです。

そして戦いの最中、亡命ポーランド政府は日本に、ある「贈り物」をしてくれました。

第二次世界大戦で、ポーランドはナチスドイツを敵とする連合国側、日本はナチスドイツと同盟を結ぶ枢軸国側にいたので、名目上約6年間の一時的な期間でしたが、互いの国家どうしが敵対する関係になりました。

しかしポーランドの人々に日本に対する悪い感情はなく、それはまた日本も同じで、スウェーデンのストックホルム駐在武官であった陸軍の小野寺信（おのでら・まこと）は、ポーランドの情報士官ミハール・リビコフスキーをナチスドイツの手から守るため、日本のパスポートを与えて、武官室にかくまっていました。

1944（昭和19）年、ナチスドイツの圧力に屈したスウェーデン政府の命令で、リビコフスキーは、やむをえずロンドンの亡命ポーランド政府のもとに退去しました。

24. 日本が自分たちのような悲劇に合わないために

翌1945（昭和20）年2月の半ば、スウェーデン駐在武官だった小野寺のもとに亡命ポーランド政府から極秘に書簡が届きました。その内容は驚くべきもので、同年の2月初旬にクリミア半島のヤルタで行われた、米英ソ首脳会談の詳細情報でした。

その情報は、「ヤルタで対日密約が結ばれ、ナチスドイツ降伏の3ヵ月後にソビエト連邦が日本に対して参戦すること、その見返りとして、日本領の南樺太（カラフト）と千島列島がソビエト連邦に引き渡されることが決まった」というものでした。

連合軍に加え、日ソ中立条約を破ってソビエト連邦が参戦してくれば、日本の敗北は決定的であり、ポーランドと同様に祖国の地を奪われる危険が差し迫っていたのです。

連合軍側の最高機密であるはずの極秘情報を、なぜ亡命ポーランド政府は小野寺に知らせたのでしょうか。それは「今度は私たちポーランドが日本を救う」というメッセージでした。

「かつてシベリアの孤児を救い、リビコフスキーを保護してくれたわが友の日本が、自分たちのような悲劇に合わないでほしい。この情報をもとに何とか手を打ってくれ」という思いが込められていたのです。

小野寺はすぐに日本へこの極秘情報を伝えましたが、残念ながら日本軍上層部に握りつぶされ、情報は活かされませんでした。しかし、ポーランドの人々が敵味方の立場を超え、友情と信頼を重んじて極秘情報を知らせてくれた史実を日本人はきちんと知っておくべきでしょう。

25. 直接お礼が言いたかった孤児たちは

第二次世界大戦の後、ソビエト連邦の影響下にあった44年間の社会主義体制時代を経て、1989（平成元）年に、ポーランドは民主主義国家として独立をはたしました。

ポーランドがまだソビエト連邦の影響下だった時期のことですが、「極東青年会」を結成したイェジ・ストシャウコフスキ氏は、76歳を迎えた1983（昭和58）年に孤児救援活動への感謝を伝えるため再来日し、日本を「第二の祖国」と語りました。

そうしているうち、日本人が今もよく覚えている大災害で、１９９５年（平成７年）１月１７日に発生した阪神・淡路大震災の際には、その年と翌年の２度にわたって、被災して親を失った子供たち３０人ずつ、計６０人が各々約３週間にわたり、ポーランドへ無償で招待されました。

その招待の場には４人の元孤児もかけつけて、日本の子供たちに温かい言葉をかけてくれました。この招待事業は、「昔、私たちが日本人からもらったあたたかな心を、今、被災して悲しんでいる日本の子供たちに伝えたい」という思いから行われたのです。

また、１９９５（平成７）年１０月に、８人の元孤児がワルシャワの日本国大使公邸に招かれました。全員が８０歳以上の高齢者です。

その当時の兵頭長雄（ひょうどう・ながお）日本国大使が「国際法では大使館と大使公邸は、小さな日本の領土なのです」とあいさつすると、元孤児たちは「ああ、私たちは日本へ戻ったのだ」と感激し、その場にひざまずいて泣き崩れたと伝えられています。

そして、ある元孤児はこう言いました。「私は、生きている間にもう一度日本に行くことが生涯の夢でした。そして日本の方々に直接お礼が言いたかった。しかし、それはもうかなえられません。ところが今日、大使公邸にお招き頂き、この地が小さな日本の領土だと聞きました。そうであるなら、ここで日本の方に長年の感謝の気持ちをお伝えできれば、もう死んでも思い残すことはありません」。

その日、元孤児たちは日本での嬉しかった思い出を生き活きと語り、それを聞いた人たちは、その当時の日本人の優しい眼差しや姿をまざまざと見るような感覚にひたり、心を動かされたという記録が残っています。

２６．天皇皇后両陛下による元孤児たちとの対話

２００２年（平成１４年）７月１２日、ワルシャワの日本国大使公邸でレセプションが行われました。ポーランドへの公式訪問に臨まれていた当時の天皇皇后両陛下（現在の上皇・上皇后両陛下）の歓迎に対する答礼、つまりお返しのが催されたのです。

日本国大使公邸には、ポーランド大統領のクファシニエフスキ夫妻をはじめとし、関係者数百人が招かれていましたが、そこで招待客は不思議な光景を目にすることになります。

天皇皇后両陛下は大広間に入られると、大切なメインゲストであるポーランド大統領夫妻にあいさつされるより前に、まっすぐ３人の老人たちのところへ歩み寄られました。その３人の老人たちは、かつてシベリアから救出された元孤児たちでした。

そのうちのヴァツワフ・ダニレヴィッチ氏（９１歳）は、大阪に収容されて、天王寺動物園で喜んだ一人です。また、ハリーナ・ノヴィツカ女史（９２歳）は、東京の日本赤十字社本社病院で貞明皇后陛下と面会した人の一人です。そして、アントニナ・リロ女史（８６歳）は、東京で皮膚病のため頭を包帯でぐるぐる巻きにされながら、看護婦さんにとってもかわいがってもらったことをよく覚えていました。

天皇皇后両陛下は、足の不自由な３人に座るように言われ、腰を落としてその３人の手を握り、ゆっくりといたわりながら、お言葉をかけられました。「お元気でしたか」。

天皇皇后両陛下と元孤児たちは、頬を近づけるほどの距離でひと言ひと言、しっかりと対話しました。元孤児たちは感激し、口々に日本への感謝の意を伝えようとしますが、思いがあふれて、言葉に詰まってしまいました。なかでもアントニナ・リロ女史は、感激のあまり皇后陛下の手を握ったまま離そうとしなかったと伝えられています。

それでも亡くなった孤児の分まで皆を代表するつもりで、「本当にありがとうございました」と万感を込めて言う３人を、両陛下は感動の面持ちで受け止められたと記録されています。

誰にも止められない時間という歯車のしくみに従い、この３人の元孤児も、それから数年のうちに天国へ旅立ちました。

２７．日本の震災に遭遇した子供たちを再び招待したポーランド

２０１１（平成２３）年７月２４日、その年の３月１１日に発生した東日本大震災に遭遇し、親を失うなど困難な状況におかれた岩手県と宮城県の中学生と高校生の３０名と、付き添いの教師３名がポーランドに招待され、２週間あまり滞在しました。

もちろんこの招待は、２５章で述べた前回の招待と同様、ポーランドと日本との関係をよりいっそう発展させることを目的とするもので、招待された子供たちは大歓迎を受けました。

歓迎プログラムの中には、誰もが初めて体験するポーランド語の授業や、地元の子供たちとの交流、そしてポーランド国内各地への小旅行などが含まれており、子供たちは楽しく貴重な時間を過ごすことができました。

そこには、国家間の壁や民族的な差異など、目には見えない困難を乗り越えるための教育的配慮がされており、およそ百年前の日本人がポーランド人孤児たちへ与えた心温まる善意と同じものを日本の子供たちが持ち帰ったことは言うまでもありません。

２８．このエピソードから日本人が学ぶべきこと

残念なことに、シベリアから救出された孤児たちに関するエピソードに始まった日本とポーランドとの良好な友好親善関係の詳しい内容について、現在ほとんどの日本人は知識と見識、それに見解を持っていません。

しかしながら、このエピソードから私たち日本人はとても大切なことを学ぶ取ることができます。それは、「善意は善意を生み、信頼は信頼を呼ぶ」という、より好ましい公序良俗を実現する普遍的な原理原則です。

また、ポーランドにおいて、約百年前のエピソードが元孤児たちの子孫らによって、現代まで大切に語り継がれていることを私たち日本人が知ることは、上記の原理原則と同様、大きな意味を持ちます。

2024（令和6）年現在、日本に親しみを持ち善意と信頼の元にお互いに助け合う関係にある国や地域は、世界中に多々ありますが、この記事の第1章に書いたとおり、特にヨーロッパにおいて一歩抜きん出て親日的な感情を多くの国民が持っている国がポーランドなのです。

ローマカトリックのキリスト教を信仰している国民が多数を占めているポーランドの人々は、約百年前のエピソードをいつまでも大切に語り継ぎ、誰かがとても困難な状況におちいったとき、自分自身を犠牲にしてでもその人を助ける努力をけっして惜しんではないことをよく知っているのです。

それゆえに、日本とポーランドは、お互いが持つ善意と信頼という「貴重な財産」をいつまでも大切に保持し続けることがとても重要です。

1920（大正9）年に始まり、2024（令和6）年現在までに行われてきた歴史的なエピソードを正確に知り、日本とポーランドとの友好親善関係を持続的に良い方向へ発展させるため、私たち日本人は何をすれば良いのかが常に問われ続けています。

特に、日本人とポーランド人のみならず、世界中の誰もがより望ましい未来を得るために、過去に起きたできごとから大切なことを学び取り、それを活かすために、自分はこれから先、どんな行動を取るべきかをじゅうぶん考えることがとても大切です。

しかし、同時にその行動が「独善」、つまり「自分だけが正しいと思込む状態」におちいついていないかを常にチェックし、最も望ましい結果が得られる道を選べば、善意と信頼という「貴重な財産」が、自然に後からついてくることをこの歴史的エピソードから学び取ることができます。

つまり、過去の歴史をきちんと知る努力をしないで、望ましい未来を切り開くことは誰にもできないとこの記事の編集者である私は信じているのです。

29. 主たる参考書、史料ならびに文献

- ・山田邦紀『ポーランド孤児・「桜咲く国」がつないだ765人の命』：現代書館
- ・Web版「歴史街道」誌〔2014年3月号〕：PHP研究所
- ・手島悠介、他「日本のみなさんやさしさをありがとう」：講談社
- ・その他のインターネット上にて一般公開されている様々な関係史料や文献など

30. 註記（図面や写真の省略について）

この記事では、著作権に関する諸問題を回避するために、記事内容に関係する図面や写真の使用をあえて省略しています。

そういう単純な理由で、編集者である私の都合により、文字だけの記事を読んで下さる読者の方々には御不便をおかけしますが、どうぞ御了承ください。

また、編集者である私がそうであるように、ここに書いた昔の記録や関係する文献を調べる手段としてインターネットを使えば、俗にネット社会と呼ばれるサイバー空間に過去から現在までに蓄積されている書籍文献、また多くのの方々の御意見や御見識などを知り得ることができます。

よって、読者の方々には、御自身の身近にあるスマートフォン（スマホ）やパソコンなどの情報端末を可能な限り活用し、記事内容に關係する図面や写真などを含め、このエピソードに関する様々な史料や文献をインターネットにて閲覧していただけるよう、強くお勧めします。

（記事本文おわり）

3 1. 「付属書 1」：「戦争」とは何であるか

これに続く「付属書 1」と「付属書 2」、それに「付属書 3」は、この文章の編集者の「個人的持論」に基づく完全な「余談」になりますが、ここでは「戦争」をどうとらえれば良いのかについて、できる範囲での言語化を試みます。

もちろん人間には百者百様の考え方がありますので、答えをむりやり一つに絞り込む意図を持っていませんが、読者の方々にとって何かの参考になれば良いと思い、あえて「持論」の記述を試みます。

最初に、「旧約聖書」を「歴史文献」として読めば分かることですが、私たち人類は少なくとも過去約四千年の長きにわたって、数限りない「戦争」という名前の「暴力的武力行使」を延々と繰り返し行うという「愚行」から抜け出せないでいます。誠に残念ながら、本文章の編集時点においても、東欧のウクライナや、中東のイスラエル・パレスチナでは戦争の炎が消えるどころか、拡大の傾向にあります。

それでは、「戦争」という言葉の意味を定義しなければなりませんので、編集者が考える「戦争」とは何かという点から始めます。人類社会における様々な国家や地域、もしくは一定の社会システムを持つ集団の利益や生存の安全を守るためには、これらを構成する人々が相互に「外交」という名前の交流が欠かせません。

当然ですが、「外交」においては、すべての物事が平和的な「意見交換」と「対話」、それに「条約などの取引契約」で解決できるものとは限りません。

「外交」に關係する諸課題を一方的に解決する最終的な手段の一つが、国家や地域もしくは一定の集団の利益や生存の安全を守るための「暴力的武力行使」であり、これを「戦争」の定義とします。すなわち「武力行使を用いた自己防衛」も「戦争」に含まれます。

しかしながら、ここでは「戦争」そのものの「理非善悪」や、「正邪曲直」をあえて問わないことにします。

それはなぜかといえば、ある社会的集団の利益や生存の安全を保持するためには、他の社会的集団の利益や生存の安全を完全に否定し、場合によっては敵対する社会的集団をこの地球上から壊滅的に排除する必要に迫られ、「暴力的武力行使」、すなわち「戦争」という外交上の最終手段に訴えるのが、人間という生き物だけが持つ「悪質な特性」だからです。

また、どんな「戦争」にも、それを正当化する理屈、すなわち「社会的正義」が必要不可欠ですが、それらは決して「絶対的正義」になることはできません。人間が保有し得るのは、あくまでも「戦争」を行う社会的集団固有の「相対的正義」になります。

その理由は、人間は「永続的に完全無可欠な存在」になり得ないからです。「歴史」が証明しているとおり、「欠点」のない人間は過去から未来永劫にわたって存在し得ないと結論付けるのが妥当な答えでしょう。

例えば、Aという社会的集団が唱える「戦争」を正当化する理屈と、それに対して真逆の方向性の理屈を有するBという社会的集団がいなければ、そもそも「戦争」など起きる余地がありません。

とはいえ、ひるがえって現実の人間社会を見ると、「外交交渉」を平和的に終わらせる手段や能力を持たない国家や地域、それに一定の社会的集団は、自らに敵対する社会的集団へ「戦争」を起こして、自分たちだけの「相対的正義」の実現を図ろうとするしかないのです。

世の中には、「戦争」というものがあってはならないという御意見も多々ありますが、誠に残念ながら、たった今発生している「戦争」という現実を全面否定することは、「人類の歴史」そのものを認めないということになり、現実的ではありません。

よって、歴史的記録に残っている「戦争」や、今現在世界中で起きている「戦争」の存在を、「外交上最低最悪の最終的手段」と位置付けるのがより正しい考え方でしょう。

そこで必要が出てくるのが「戦時国際法」という「戦争のルール」になります。このルールがなければ、敵対する国家や地域、それに社会的集団をひとり残らず地球上から完全に抹殺排除せねばなりません。

しかしながら、いくら何でも産まれたばかりの乳幼児から高齢者に至る人々すべてが平和的に生きていく権利を完全に否定し、いわゆる「敵対者の皆殺し」を認めるならば、それは同時に人類全体の生存権の否定になりますので、すべての人間が殺し合う羽目になります。

よって、すべての人間が「戦争」という行為を、「人類絶滅の手段」に使う「愚行」を肯定的に認めるわけにはいかないのです。

3 2. 「付属書 2」：「戦時国際法」の重要性

次に、戦時下においても最低限厳守せねばならない「戦時国際法」とは何かをひもといていきます。先に述べたとおり、国家や地域、それに社会的集団どうしの完全抹殺という愚行的惨劇を回避するために定められた、「戦時国際法」があります。

現行の「戦時国際法」は主に二つがあります。ハーグ陸戦条約では、「交戦者の定義、宣戦布告、戦闘員・非戦闘員の定義、捕虜・傷病者の扱い、使用してはならない戦術、降服・休戦などの規定」が存在します。また、ジュネーヴ条約では、「負傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、戦闘行為による被害をできる限り軽減する規定」が存在します。

ここでは各条約内容の細かい内容に踏み込むことを省略しますが、いずれの条約にも第 3 1 章で述べたとおり、国家や地域、ならびに社会的集団が、「戦時国際法」に従い、「必要最小限度の公平公正な武力行使」と「暴力的武力行使に関係しない人々に対する最大限の安全確保」を行うことが義務づけられています。

要するに「戦争」という外交的最低最悪の最終手段を実際に遂行するには、「戦時国際法」というきちんとしたルールにのっとり、必要最小限度の「武力行使」と、最大限の「人道的配慮」が必要不可欠なのです。

これらの条約や関係法令を無視した「暴力的武力行使」は、もはや「外交」の最終的なひとつの手段である「正当かつ正式な戦争」とは言えず、「暴力的武力行使」に従事する人間が起こす「戦争犯罪」に他なりません。当然、これには「テロ」も含まれます。

よって、その行為がいかなる形態であろうが、「戦争犯罪行為」を行った人間すべてが公平中立な「裁判」で裁かれ、相応の処罰を必ず受けねばなりません。

例えばドイツでは、今現在もかつてナチス政党に所属、協力した経歴を持つ「戦争犯罪人」を逮捕拘束し、裁判所による審判が下されています。当然のことですが、「戦争犯罪」には「時効」が認められませんので、「戦争犯罪人」がどんなに高齢者であろうが、この裁判から逃れることはできないのです。

3 3. 「付属書 3」：「戦争」を放棄した日本人の責務

ここに書くのは、あくまでもこの記事の編集者である私が考える「理想論」ですが、本文章を編集したテーマである「シベリアのポーランド孤児救済事業から学ぶべきこと」において、ロシア帝国、ソビエト連邦革命政府（赤軍）、そしてシベリア出兵を断行した諸国家ならびに各国の軍隊が「戦時国際法」をきちんと厳守し、「戦争犯罪」に加担しなければ、シベリアのポーランド人難民や、彼らの孤児たちが味わったとても大きな不幸を二度と起こすことはなくなるでしょう。

特に日本国は、日本国憲法の規定に従い「戦争」という「外交的紛争解決手段」を放棄していますが、今現在も世界中で起きている「戦争」ならびに「戦時国際法」に抵触する「戦争犯罪」に向かって、抗議と批難を正式な外交ルートを通じてより強く発信し、同時に不幸にも戦争難民になってしまった人々など戦争被害者を、ひとりでも多く救済することにむかって遅滞なく行動すべきです。

つまり、「戦争」を自主的に放棄した日本人は、より正確かつ積極的に「戦時国際法」を学び取り、紛争が起きている国家や地域の人々に必要な人道的支援や援助を可能な限り実行することが求められ続けているのです。

この記事の編集者である私の持論が、「絶対的正解」だと決して主張はしませんが、これが日本人すべてに課せられた「日本式平和外交」のあるべき姿であり、同時にこの外交手段を積極果敢な実現実行に移すべき責務を負っていると考えるべきでしょう。

(付属書おわり)